

教科書 P48～49 を見ながら考えよう。

東日本大震災への緊急対応

(宮城)県(気仙沼)市では、大きな地震の直後に(災害対策本部)を設けて、(避難所の開設)や(被害状況の確認)などの指示を出した。

また、避難した住民のための(水)、(食料)、(仮設トイレ)なども宮城県や災害相互応援協定を結んでいる他県の市などに手配を要請。

宮城県でも、(被害状況)をつかむための(情報収集)を行うとともに、(自衛隊)に災害時の派遣要請を行った。また、(災害救助法)を適用して、必要な(物資)を被災地に送る準備を始めた。

- 地震の(直後)から、(被災者)を助けるために動き出している。
- 震災の(発生前)から、こういうときに対応するための(体制)ができている。

国(政府)は、(災害対策基本法)にもとづき、(緊急災害対策本部)を設けた。各県と連絡を取りながら、自衛隊の(派遣人数の増員)や、他国への(救助要請)、必要な(物質や機材)の準備を進めた。

東日本大震災では、被害が(広い範囲)におよび、(救助活動)がとても難航した。

(国)は、この緊急事態に対応するため、全国各地の消防署から(緊急消防援助隊)を派遣させた。自衛隊の災害派遣は、何度かに分かれて増員され、過去最大の10万人規模となった。

- 国の緊急災害対策本部は、地震が起こった約(30)分後に設けられた。
- 災害に対応するための体制は、(法律)にもとづいている。